

4 青森県立百石高等学校

(1) 本校の概要

本校は、上北郡おいらせ町（旧百石町）に位置し、平成20年度に創立60周年を迎えた生徒数534名の中規模校である。普通科（3クラス）、商業科（1クラス）、食物調理科（1クラス）が設置されており、「誠実・努力・自立」を校訓とし、充実した学校生活を送れるよう、学力向上と個性の伸長に重点をおいた指導を行っている。食物調理科は、県立高校では県内唯一、卒業時に調理師免許を取得することができる。

(2) 本校の状況

ア 生徒の状況

生徒は、おいらせ町をはじめ、八戸市、三沢市、十和田市、六戸町など、15市町村に及ぶ広範な地域から本校に来ており、出身中学校の数は41校（平成22年度）である。

卒業後の進路は、「進学」50%、「就職」35%、「その他」15%となっており（平成21年度実績）、人数では専門学校への進学及び県内就職が多い。

本校は、全般的に明るく素直で人なつこい生徒が多い一方、基礎学力不足や自己表現が苦手などの課題を持つ者もあり、多様な生徒が在籍している。

イ 教職員の状況

教職員数は、男30名、女23名の計53名であり、女性のしめる割合が比較的大きい。

※教諭・講師等でみると、本県の県立高校全体の女性比率29.8%（平成22年度）に対し、本校は43.5%となっている。

ウ 校内支援体制の状況

平成20年度までは、学校生活に不適應を示す生徒について、必要に応じて教育相談委員会を開き、対応は学年中心で行っていた。また、平成17年度から19年度まで「高校生心のアドバイザー派遣事業」の対象校となり、高校生心のアドバイザーが配置されていた。

(3) 取組の方針

生徒一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう、次の項目に重点的に取り組む。

- ・ 校内の支援体制を整備する。
- ・ 教職員の理解促進を図る。
- ・ 全職員で支援に取り組む。

(4) 取組の実際

ア 教職員の理解推進のための研修等

(7) 平成21年度

校内研修の実施

講師：県総合学校教育センター特別支援教育課指導主事

内容：学習面や生活面で学校になじめない生徒について、特別支援の視点から理解を深めるとともに、適切な支援の在り方について探る。

(イ) 平成22年度

- ・発達障害とその対応方法についての資料提示・説明
- ・県教育委員会主催の「高等学校における総合支援研修会」の内容伝達
- ・特別支援に関する資料の整備

イ 校内支援体制の整備

既存の教育相談委員会を改編し、新たに特別支援委員会を組織した。メンバーは、特別支援コーディネーター（教頭）、各学年主任、生徒指導部主任、保健主事、養護教諭、総合支援推進員とし、必要に応じて関係職員（担任、教科担任、部活動顧問など）を加えることとした。また、総合支援推進員は週2回カウンセラー室に常駐し、生徒の相談等に応じることとした。

(7) 平成21年度

特別支援委員会を3回開催

内容：学年会議等で話題となった生徒や個別支援が必要な生徒についての情報交換

(イ) 平成22年度

特別支援委員会を4回開催

内容：第1回：本校の現状確認、今後の進め方について

第2回：運営協議会報告、本校における支援の在り方・進め方

第3回：「気になる生徒」の調査方法検討、個別指導中の事例

第4回：要支援生徒のピックアップ、支援計画の作成

ウ 「相談・支援の場」の活用

(7) 平成21年度

以下の方針に基づき、生徒支援を実施

- ・様々な場面での観察・実態把握
- ・カウンセラー室の開放及び総合支援推進員による生徒の実態把握
- ・把握した情報の全体共有及び日常の言葉がけ・支援への活用
- ・保護者との信頼関係構築（良くできたことも連絡する）

(イ) 平成22年度

a 支援対象

- ・特別な支援が必要な生徒
前年度から継続支援している生徒
特別支援委員会でリストアップされた生徒
- ・カウンセラー室を訪れた生徒

b 要支援生徒のリストアップ及び指導方法

- ・全職員に「こんな生徒いませんか？」(学習面・行動面における困難さの例)を配付し、「気になる生徒」を挙げてもらう。
- ・上記をもとに、特別支援委員会で要支援生徒をリストアップ
- ・総合支援推進員等による面談実施(必要に応じて関係機関につなげる)
- ・個々の支援計画を作成。内容は「全職員で見守る」程度の簡単なものが主だが、継続して関わっていくべき生徒については、詳細支援計画を作成
- ・支援計画については全職員で情報共有。支援結果は特別支援委員会で評価・検討し、内容に修正を加える。(図1)

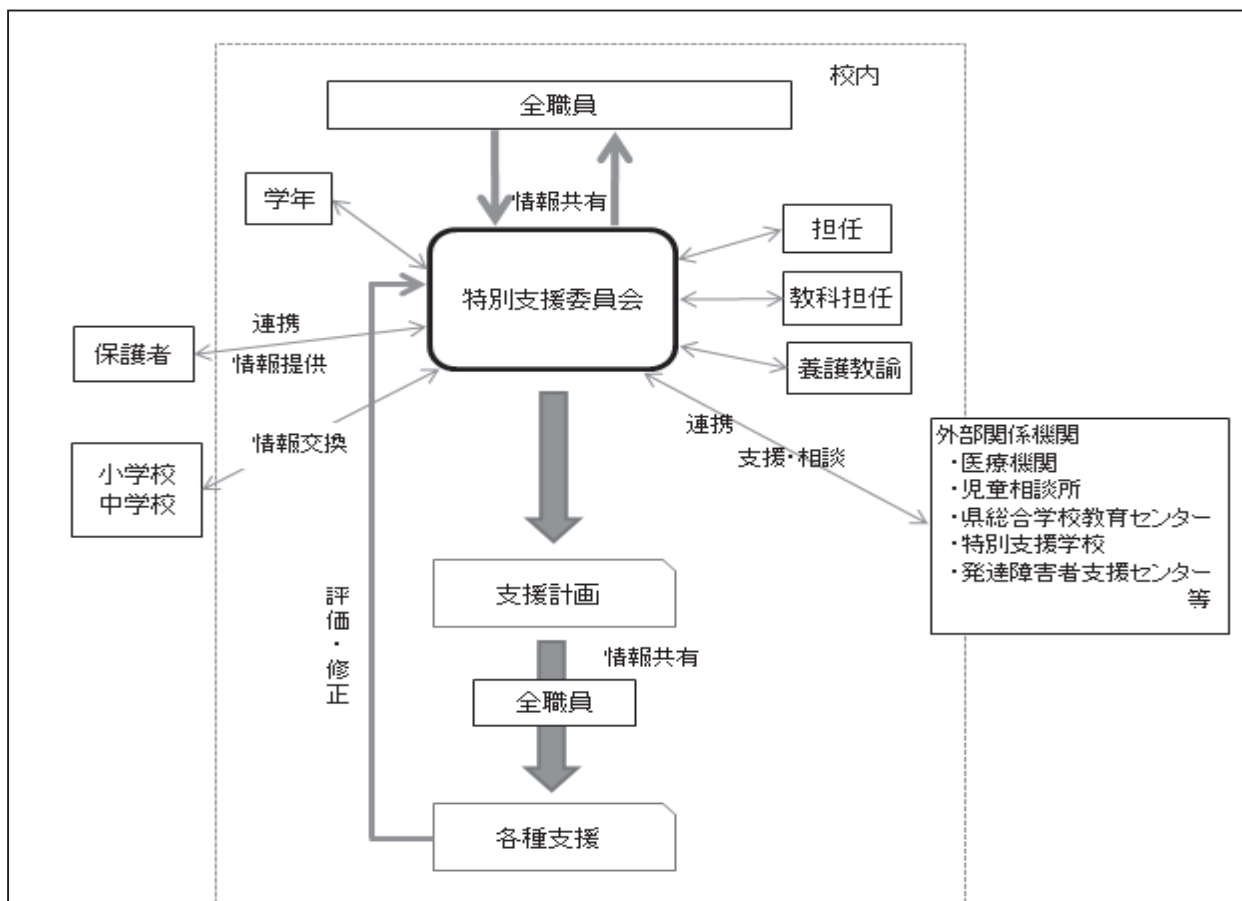


図1 校内支援体制

c 支援の実際(事例)

- ・2年A男(図2 個別の指導計画)

幼児期からことばが遅い、他とうまくかかわれないなどの発達障害の特徴をもち、各時期に必要なことを身につけることができていない。高校入学時から他の生徒へ舌打ちをしたり、にらんだりする態度をとり、実習授業時には危険な行為もあった。

平成22年度は個別の指導計画により支援した結果、落ち着きが出た。しかし、依然として、気に障ると暴言を吐き、壁や机を蹴るなど感情を爆発させることがある。

平成22年度			個別の指導計画 (年 組)		
A 男		生年月日 平成 年 月 日		年齢 歳	
○ 実態 (学校での様子・本人や担任が困難に感じていること)					
基本的な生活	*個人情報に関わる記載のため、削除します。				
学 習 面					
情 緒 面					
人間関係					
集団生活					
○ 中学校からの情報					
○ これまでの取り組み 特別支援委員会での話し合い					
<ul style="list-style-type: none"> ・興奮した時は別室へ連れ出し、落ち着かせる。 ・総合支援推進員の授業参観と面談を実施する。 ・専門医の診断を受けるよう保護者に勧める。 ・学級担任と保護者との連絡を密にする。 					
○ 長期目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の感情の変化を知り、感情を爆発させる前にコントロールできる。 ・自分の感情や思いを言葉で表現し、周囲との関係を築くことができる。 					
○ 短期目標 (平成22年度)					
目 標	具体的な手だて			評 価	
<ul style="list-style-type: none"> ・感情の自己分析ができる。 ・客観的に自分をみることができる。 ・自己肯定感を持つことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感情のものさし(感情変化を5段階で区切る)を知り、感情爆発前の状況を分析させ事前にコントロールする方法を探らせる。 ・他人からどう見えているのかを知らせる。 ・暴言や乱暴な行動は振り返り、適切な言葉の表現や行動を考えさせる。 ・いいところをほめる。小さな変化も認めてやる。 ・自分や他人の長所を探し、それらを認める。 				
○ 保護者との連携					
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の役割を理解してもらい協力を得る。家族との感情の交流や経験が対人的な社会性を広げていく核になること、また、心のより所になることを理解してもらう。 					
○ 今後の課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・障害を知ることにより、自己に向き合い、前向きな考えや態度を育成する。 ・就労や進学に向けての準備をする。卒業後も支援が受けられるよう相談できる専門機関と連携していく。 					

図2 個別の指導計画

・ 1年B子

複数の教師から気なる生徒のリストに挙がっており、学級担任も支援を要望していた。注意散漫、学習意欲の欠如、教師の指示に従わず暴言を吐く、集団ルールが守れない、無断欠席、友達関係での孤立等、不適応状況はかなり深刻であった。母親と面談したところ、乳幼児時期からの育てにくさを訴え、育児を放棄したいと言うなど、険悪な親子関係にもなっていた。

本人及び保護者の承諾を得て、県総合学校教育センターの協力により「WISC-III」の心理検査を受けた。また、同センター指導主事から、家庭での対応について両親へ助言をしてもらうとともに、校内では関係職員が共通理解を図り、きめ細かな学習や生活面での支援を行った。

・ 3年C男

成績は優秀だが体力がなく欠席が多い。学校では会話をすることはほとんどなく、昼休みになると教室から出て誰も居ない場所を選び歩いている。担任は不登校になるのではないかと心配しており、病的な傾向が強いようなので、医療につなげるべく養護教諭が助言している。また、総合支援推進員も将来の進路について幅広い助言を行っている。

・ 自らカウンセラー室を訪れる生徒たち

生徒の訴えや悩みなどの相談内容の一例

- 勉強が嫌いでわからない。やり方がわからない。
- 部活動で仲間はずれになって辛い。メールのやりとりで仲間割れした。
- 友達・恋愛関係がうまくいっていない。
- 親の干渉がうるさい。家族と意見が合わない。
- 会話下手でいい人間関係が築けない。
- 自分でも理由も分からないが登校するのが苦痛だ。イライラする。
- 努力が報われるようになりたい。将来の職業や進路で迷っている。

(5) 取組の成果と課題

ア 成果

(7) 教職員の理解促進

本校では、以前から人間関係のトラブルや家庭のこと、学習面など、様々な理由から学校生活に支障を来す生徒が多く、また、問題行動も頻発し、学級担任はその対応に追われる毎日であった。

平成21年度に本事業に取り組むことになり、研修会や情報交換等を重ねるうち、発達障害に関する理解が促進されるとともに、学校不適応を示す生徒への対応の幅が広がったように思われる。職員室等で「この生徒、少し気になるよね。」などといった会話が聞かれるようになり、単純に怠惰や努力不足として生徒を捉えるのではなく、学習障害の可能性を疑ったり、生育過程で何らかのつまずきがあったりしたのではないかと考えるようになった。

(イ) 校内支援体制の整備

生徒が問題を抱えると、とかく担任教師が対応に悩み疲弊しがちである。本校では、校内委員会（特別支援委員会）が機能し、組織的な対応ができるようになったため、教員一人で悩まなくても良くなり、負担がかなり軽減されたように思われる。

中でも、週に2回学校（カウンセラー室）で勤務する総合支援推進員の存在は相当に大きく、教師に安心感を与えた。生徒にとって、総合支援推進員は比較的にリラックスして話せる相手であり、教師や保護者との関係が硬直化している生徒ほど、貴重な存在であった。本校には発達障害の診断を受けた生徒が在籍しており、対人関係のトラブルを起こすことが何度かあったが、そういう場面でも、生徒と話をして落ち着かせることで、担任の指導を受け入れやすくなった。

(ウ) 困難さを抱える生徒への支援

本校における困難さを抱える生徒を大きく分類すると、およそ次のようになると思われる。

- ① 発達障害など、なんらかの「おくれ」や「ゆがみ」があると思われる生徒
- ② 学習面・行動面で問題があり、個別指導が必要な生徒
- ③ 学習面・行動面では問題がないが、人間関係を築くのが極めて苦手な生徒
- ④ 一見して特に問題がないものの、目的意識や気力に乏しく、ささいな理由で挫折する生徒

実際に支援を行う場合、どうしても①や②を優先せざるを得ず、担任や学年単位の指導では限界があった。このため、事業2年目となる平成22年度は、できるだけ生徒全体を支援していくこととし、総合支援推進員の献身的な努力により、より多くの「気になる生徒」「困難さを抱える生徒」の支援を行うことができた。

イ 課題について

(7) 支援計画の立案・実行

この2年間で校内支援体制が整備され、特別な支援が必要な生徒に対し組織的に関わるためのある程度の仕組みはできた。しかし、支援対象をリストアップし、教職員間で生徒について情報共有を図れたとはいうものの、その後の具体的進め方についてはまだ手探りの状況である。

そこで、より実効性のある支援を行うためには、「現状分析」「支援計画の立案」「実行」「評価」というサイクルによるきめの細かい取組が求められる。そして、その中核を担う存在として、専門的事項を扱うカウンセラー等の継続配置が強く望まれる。

(イ) 学習に関する支援

本校は基礎学力の定着が喫緊の課題であり、学校全体として様々な対策を講じている。要支援生徒の中には、学習障害が疑われるなど、単に学習への取組

を促すだけでは解決できないようなケースも見受けられる。このため、成績評価・単位認定に係る校内規定を踏まえながら、どこまで個に応じた対応ができるか研究が必要である。

(ウ) 社会的スキルの育成

2年間の実践を通して、要支援生徒はもとより学校全体として、「自分の思いを適切に伝え」、「良好な人間関係を築く」ことが不得手な生徒が多数いると実感した。

このため、今後は、全校的な支援策として、集団活動や社会参加活動などにより社会的スキルを育成していく必要があると考えている。

5 青森県立大湊高等学校

(1) 本校の概要

本校は、生徒一人一人の個性を伸ばす総合学科の学校である。1年次では、芸術を除く全教科を全員共通で学ぶが、2年次からは、進路希望・適正により人文学科、自然学科、健康福祉、情報ビジネスの4つの系列に分かれる。教育課程は、進路志望に応じて選択科目が多く設けられており、必要な単位を修得すれば卒業できる単位制となっている。生徒の科目選択を多様にするために毎日45分7時間の授業を展開し、少人数指導(40人クラスを20人に分けるなど)を取り入れた授業を実施している。

(2) 本校の状況

ア 生徒の状況

遠距離通学の生徒が多く在学し、通学に1時間近くかかったり、約5%の生徒が下宿したりしている。部活動や講習、交通機関の不便等で、遅い生徒は19時過ぎまで学校にいてもあり、生活リズムの確立は難しくなっている。

家庭環境に何らかの問題がある生徒、経済的に乏しい生徒、LD傾向のみられる生徒、発達障害傾向のみられる生徒、発達障害の診断を受けている生徒、生徒指導面での粘り強い指導が必要な生徒等が在籍している。

イ 教職員の状況

教員の人数は合計50名前後であり、総合学科の学校ということもあり、様々な分野の教員がいる。20代の教員が全体の約28%、30代が全体の約34%となっており、35歳以下は全体の約53%を占めている。半分以上が若手であり初任の教員も多い。また、臨時講師が全体の約21%となっており、教員の入れ替わりも多いため、継続した指導が難しくなっている。

ウ 校内支援体制の状況

教育相談委員会を随時実施している。

メンバー：教頭、保健主事、養護教諭、生徒指導部主任、各学年主任

主 担 当：保健主事、学年主任

対象生徒：学年で気になる生徒

運 営：各学年主任→保健主事へ開催要請→教育相談委員会の開催→今後の対応の検討

定期的に教育相談委員会を開催し、各学年で気になる生徒の状況等情報交換をし、その中で心身症、精神疾患、リストカット、不登校等メンタルヘルスに関わる問題のある生徒に関して、再度教育相談委員会を開催している。関係機関等との連絡等は学年、養護教諭が行っている。

平成14年度には保護者に対して教育相談委員会での相談受付をしている。

(3) 取組の方針

- ・特別な支援が必要と思われる生徒の様子を授業参観等で校内の様子を把握し、担任や教科担当への助言（単位認定等への助言、中高の情報提供・連携、家族対応等）を含めた校内体制作り
- ・生徒をより深く理解するための教員研修
- ・外部専門機関のコーディネーター、仲介役

(4) 取組の実際

ア 教職員の理解推進のための研修等

(ア) 平成21年度

a 6月15日「高校生のための相談等総合支援事業」理解のための教育相談委員会

事業協力校となったことや、概要等を実施要項をもとに説明した。そのことから、本校ではどのように支援体制の整備をしていくのかを、特別支援教育コーディネーターから教育相談委員会メンバーへ伝えた。

b 6月29日 校内委員会年間活動内容及び活動計画案の作成

c 7月13日 第1回校内委員会の開催

対象生徒2名の授業参観を、巡回指導員と特別支援教育コーディネーターで行い、その後、養護教諭、総合支援推進員を交え、校内委員会の事前打ち合わせを行った。

校内委員会ではメンバー全員で、対象生徒の実態把握と今後の対応について協議した。また、各学年で気になる生徒の実態把握をすることと今後の対応について、校内委員会の今後の在り方について、巡回相談や外部機関との連携についても協議した。

d 8月21日 第1回校内研修会

「高校生のための相談等総合支援事業」についての理解を深め、本校における校内支援体制の充実を図ることを目的に開催した。全体進行等は総合支援推進員が行った。全教員に対し、県での総合支援事業の概要と本校の取組について特別支援教育コーディネーターが説明し、養護教諭から本校における事例とその経過の説明を行った。その後、「高校における特別支援とは」という演題で、弘前大学教育学部教授の講話を聞いた。

この校内研修では、市内各校への聴講案内をしている。

e 10月5日 第2回校内委員会の開催

校内委員会メンバーと巡回指導員2名で実施した。主な対象生徒は前回の対象生徒のうちの1名で、今までの情報交換、経過等からアスペルガー症候群の疑いがあったため、事前に学年主任、担任、教科担当者13名に「気づきのチェックリスト（県総合学校教育センター特別支援教育課作成）」を実施し、その結果を巡回指導員に報告した。当日の委員会では学年主任、担任、養護教諭、部活動顧問からの情報提供、実態把握を行い、今後の対

応について話し合った。また、前回の校内委員会のもう1人の対象生徒の経過について報告を行った。

f 1月7日 第2回校内研修会

全体進行は総合支援推進員、養護教諭で行った。まず、特別支援教育コーディネーターから、県内の事業協力校の取り組み状況についての報告があり、総合支援推進員から「発達障害の理解と指導～特別支援教育のあり方～」という演題で講話を行った。

g 1月26日 気になる生徒の状況把握と確認

「情報収集（アセスメント）票」を作成し、全教員に配布・記入を行い、養護教諭がまとめた。

h 2月10日 教育相談委員会の開催

「情報収集（アセスメント）票」から養護教諭がまとめた対象生徒の分析と今後の対応について協議し、22年度に向けた。

(4) 平成22年度

平成21年度は、教育相談委員会、校内委員会での対応が整理されていなかったため平成22年度は、支援体制の見直しを図った。

校内研修を開催することにより、「発達障害の理解」について教員の共通理解を深めることができた。

発達障害に係る認識が大きく広がったこともあり、発達障害の診断を受けている生徒について、個人の状態を詳しく理解するために、出身中学校の教員や主治医、保護者との面談に出向き、朝会、職員会議等で全教員に周知を図るといった動きがみられた。また、発達障害の生徒と関わる教員が、自ら発達障害を取り扱った研修等に参加し、指導法を模索することもあった。全教員に共通理解を図ることで、話し合いの場においても様々な意見が出され、指導の視野が広がり、厚みが増したように感じる。

a 5月 校内委員会年間活動内容及び活動計画案の作成

b 6月30日 気になる生徒の把握のための教育相談委員会（3学年）

7月 1日 気になる生徒の把握のための教育相談委員会（2学年）

7月 2日 気になる生徒の把握のための教育相談委員会（1学年）

新年度になり、新しい環境にも慣れてきた頃だろうと考え、6月中旬に各学年で気になる生徒の「情報収集（アセスメント）票」の記入を行った。それをもとに学年毎に教育相談委員会を開催し、情報交換を行い、その中でも支援を優先すべき生徒の選出を行った。

c 7月12日 第1回校内委員会の開催

巡回相談員を交えて、前回の教育相談委員会で選出した生徒の今後の対応を検討するために開催した。担任、養護教諭、総合支援推進員が対象生徒の普段の様子、気になるところ、面談の様子等をまとめ、事前に巡回相談員に資料として配布し、当日詳しい内容を説明し、出席者に対象生徒の実態把握を図った。

今後の対応について巡回相談員から助言してもらったが、対象生徒の情報が足りないということで、次回までにもっと詳しい情報をまとめることとし、新たに「情報収集（アセスメント）票Ⅰ・Ⅱ」を作成した。

d 8月5日 第2回校内委員会と第1回校内研修会

前回に引き続き、巡回相談員を交え、担任に記入してもらった「情報収集（アセスメント）票Ⅰ・Ⅱ」をもとに今後の対応について検討した。また、巡回相談員による「子どもの理解と支援について」の校内研修会も実施した。

e 10月 図書の配布・活用

「LD・ADHD・アスペルガー症候群児の進路とサポート（明治図書）」を各学年、保健室、相談室に配布・活用した。

f 12月24日 第2回校内研修会

県立むつ養護学校の教頭先生を講師に「広汎性発達障害の生徒理解と支援、そして社会参加・進路の在り方」について全教員に向けての研修を行った。発達障害者支援法の定義の説明、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害（PDD）の定義の説明、特別支援教育に関連した新学習指導要領の説明等が主な内容であり、最後に質疑応答の時間を設け、講師の体験した事例等を聞く事ができた。

イ 校内支援体制の整備

主管は環境保健部が務める。

定期的に校内研修会を実施し、全教員に本校に在籍する生徒について共通理解を深める場を作った。

(7) 教育相談委員会（随時開催）

メンバー：教頭、保健主事、養護教諭、生徒指導主任、各学年主任、関係担任

主 担 当：保健主事、養護教諭

対象生徒：学年を超え、全体的対応や児童相談所、病院、県総合学校教育センター等の専門機関との連携・協力が必要と思われる生徒

運 営：各学年主任→保健主事へ開催要請→教育相談委員会の開催→全校的対応、関係機関との連携（継続対応・継続審議）

(1) 校内委員会（計画的開催）

メンバー：教育相談委員会のメンバーに加え、教務主任、進路指導主事、総合支援推進員（教頭は、特別支援教育コーディネーターを務める。）

主 担 当：特別支援教育コーディネーター、保健主事、養護教諭

対象生徒：発達障害等、特別な支援が必要と思われる生徒

運 営：気になる生徒の情報収集（特別支援教育コーディネーター、環境保健部）

→生徒理解の深化（特別支援教育コーディネーター、環境保健部、総合支援推進員）

- 校内委員会の開催（情報交換、対象生徒の絞り込み）
- 生徒理解の一層の深化（特別支援教育コーディネーター、環境保健部、総合支援推進員）
- 専門家、巡回相談員を交えての校内委員会の開催
- 諸対応・関係機関との連携（継続対応・継続審議）

(ウ) **特別支援学校のセンター的機能の活用**

本校では、特別支援学校のセンター的機能を活用している。県立むつ養護学校の巡回相談員や教頭先生に、教育相談委員会や校内委員会への出席を依頼し、助言・指導等を行ってもらっている。

(イ) **「情報収集（アセスメント）票」の活用**

巡回相談員の助言から作成した「情報収集（アセスメント）票Ⅰ・Ⅱ」を活用し、教育相談委員会・校内委員会を効果的に行えるようにした。3種類の「情報収集（アセスメント）票」は、全教職員がいつでも記入できるよう、校内ネットワークの共有フォルダに様式を入れている。

「情報収集（アセスメント）票」の項目は、以下の通りである。

a **「情報収集（アセスメント）票」（図1）気になる生徒の把握**

- ・対象生徒についてどんなことが心配なのか、困っているのか
- ・対象生徒について学年団で共通理解を図り担任以外からの情報等から、多面的な対象生徒の情報収集
- ・気になるところ、困っていることの原因・誘因因子
- ・学年団として今後どう対応するか

学籍	①どんなことが心配か、困っているのか	②多面的な情報収集	③気になるところ、困っていることの原因、誘因因子	④学年団としてどう対応するか

図1 情報収集（アセスメント）票

b **「情報収集（アセスメント）票Ⅰ」対象生徒の把握（図2）**

- ・家族構成及び状況（中学校、家族からの情報があれば記入）
- ・生育歴
- ・中学校からの報告（学業・生徒指導、心身の健康、欠席状況等）
- ・高校での状況
 - ① 気になるところ・困っていること
 - ② 学業成績（上位・中位・下位）
 - i) 良くできる教科
 - ii) 心配な教科

- iii) 学力が低い場合、つまずきの原因と考えられること
(例：書字が遅い、授業に集中できない等)
- ・各教科担当者からのコメント・提出物の状況等
- ・課題や行事への参加
- ・本人との面談で得た情報
- ・その他
- c 「情報収集（アセスメント）票Ⅱ」（図3）対象生徒の具体的な把握
 - ・相談機関・医療機関からの援助
 - ・諸調査の結果
 - ・学級・学年・（本人）からの相談主訴
 - ・教育相談/総合支援の記録
(家庭の対応、学年の対応、学年・学級の対応、保健室、総合支援推進員、巡回相談員等、関係機関の支援状況等も含む)
 - ・結果
 - ・その他
(A～Eに記入できなかったこと
例：カバンの中がぐちゃぐちゃ、緊張すると腹痛を起こす等)

(オ) 総合支援推進員

総合支援推進員の主な活動は、①校内委員会に係る活動（対象生徒との面

図2 情報収集（アセスメント）票Ⅰ

図3 情報収集（アセスメント）票Ⅱ

談や指導も含む) ②教育相談委員会で対象となった生徒との面談③特別な支援が必要とされる生徒との面談④その他、自主的に面談を希望する生徒との面談⑤教職員からの相談対応⑥環境保健部主催の校内研修計画への助言である。

ウ 「相談・支援の場」の活用

平成21年12月、全保護者・生徒に本事業の周知を図るため、「高校生のための相談等総合支援事業及び総合支援推進員の配置について(お知らせ)」を配付した。対象生徒や総合支援推進員の紹介、相談受付の曜日・時間等を記載し、保護者と生徒へ支援希望を募った。

総合支援推進員は毎週2日、相談室にて相談等を受け付けている。平成21年度では全20名、119時間の相談・支援を行っている。問題行動のあった生徒への対応等、相談内容が様々であった。平成22年度では、特別な支援を必要とする生徒にしばったため、全16名(教員、保護者を含む)、40.2時間という結果となった。教員や保護者への指導・助言等の場としても機能し、生徒との面談から、医療機関の受診を勧め、精神疾患であることが分かったケースもあった。

保健室来室で健康相談活動の占める割合は平成21年度で27.0%、平成22年度で10.5%となっている。(平成21年度は4月~1月、平成22年度は4月~12月の来室状況による。)総合支援事業を実施するまで、保健室が主な相談の場であった。しかし、全教員の共通理解により、相談の場は保健室だけにとどまらず、相談室、担任、他の教員等と広がった。それにより、不登校や欠席の割合が減少している。また、発達障害の診断を受けている生徒も「経過がものすごく良い」と担当医に言われたほどだ。生徒が過ごしやすい学校環境に近づいているのだろう。

(5) 取組の成果と課題

校内委員会・研修会を重ねることにより、特別支援教育を行う意義の理解と深まりが見られ、情報収集の重要性に気づき、それぞれの教員が、どの立場でどう支援していくか考え、活動するようになってきた。学校全体で指導するという面では、校内体制は整いつつある。

今後の課題としては、発達障害の診断を受けている生徒のキャリア教育、職業教育の推進、特別な支援が必要な生徒の個別の支援計画を作成すること、特別な支援を必要とする生徒への個別の指導の効果をあげるために、授業やHR活動の中で学級集団としてのサポート体制作りを目指した学級経営等がある。環境保健部が主幹となっているが、まだ確立していない部分が多々あるので、改善していきたい。また、特別支援教育コーディネーターが関係職員や家庭、関係機関等にどのように効果的にコーディネート(報告、連絡、相談、改善機能の徹底等)すべきなのか、果たす役割は大きい。

特別支援学校のセンター的機能を効果的に活用してきたが、本校の立場では今後も引き続いて指導・協力をお願いしたい。

キーワード

キャリア教育
サポートシート

6 青森県立八戸中央高等学校

(1) 本校の概要

昭和23年に夜間定時制八戸市立第一高等学校として発足した本校は、昭和59年に県立移管し、青森県立八戸中央高等学校となり、平成6年に昼間部、平成18年に午前部が開設され、3部制となる。

それぞれの授業は、午前部が8時35分から12時、午後部が午後1時05分から4時30分、夜間部は午後5時30分から8時55分まで行われ、4年修業が原則であるが、2年次から他部履修が可能となり3年修了できる。

定時制高校は、かつての「働く人のための学校」から「多様な学習経験のある人の再チャレンジの場」に変わりつつあり、このことを踏まえ、本校は多様な生徒を積極的に受け入れている。

校舎は八戸市の中心部にあり、県内唯一の芝生のグラウンドを備えている。(写真1) また、北斗高等学校通信制の分室が同じ校舎の中にあるなど、県南の定通教育の拠点となっている。



写真1 芝生のグラウンドと校舎

(2) 本校の状況

ア 生徒の状況

生徒数は3部合わせて211人(平成22年12月16日現在)で、女子が65%を占める。

平成22年4月、101人が入学し、そのうち、中学校での欠席日数が50日を超える生徒は48人だった。多くの生徒が、学力が低い、社会性が備わっていない、生活習慣が身につけていないなどの特徴を持っており、成育歴、家庭環境、不登校経験などが背景にあると考えられる。

発達障害の診断を受けた生徒は1人、その疑いのある生徒は2人である。精神疾患等により医療機関の診断や治療を受けている生徒は20人である。情緒不安などが見られ、養護教諭が「要支援」と判断している生徒が17人である。その他、学力が著しく低い生徒や集団に適応できない生徒などがおり、生徒の相当数になんらかの困難を抱えていると言える。

このような状況は進路実績に反映されており、平成16年度から20年度までは、平均57%の生徒が、進学も就職もしない「無業」の状態卒業している。また、平成20年12月に卒業予定者を調査したところ、30%の生徒が「いずれ就職するが、今は何もする気がない。」と答えており、社会に出ることに対する消極性が認められる。

「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキンググループ報告(平成21年8月)」によると、発達障害等困難のある生徒の推計在籍率は、

定時制課程 14.1% であり、全日制課程 1.8% に比べて高い比率となっている。本校では、発達障害に該当する生徒は少数であるが、多数の生徒が学力や社会性に関する問題を抱えており、ほとんどの生徒が支援を必要としていると言える。

イ 教職員の状況

職員は校長 1 人、教頭 2 人、教員が 30 人（常勤講師を含む）である。

本校に入学する生徒の多くが不登校経験者であり、学力や社会性に問題があることを踏まえ、少人数ホームルーム編成、数学と英語における習熟度別授業、体育におけるティームティーチング授業を実施している。それにもかかわらず、授業についていけない、人間関係のトラブル、集団行動ができない、生活習慣が身についていないなどの理由により毎年 10～15% 程度の生徒が学校不適應となる。これらの生徒の支援は、担任と一部の教員が負うだけで、全教員による協力体制は見られなかった。

また、平成 18 年度に午前部が設置され、比較的学力が高い生徒が入学するようになり、これらの生徒の進路を保証することが学校課題となったものの、教員の意識はまとまっていなかった。

ウ 校内支援体制の状況

本校は、校内組織に「学校生活支援委員会」を置き、生徒の支援を行なう体制をとっていた。また、教育相談部が中心となり、平成 18 年から定期的に QU 心理検査を実施していた。発達障害に関する知識を得るため、専門家を招いて校内研修会も開催していた。しかしながら、学校不適應生徒への対応は依然として一部の教員に委ねられていた。

再チャレンジの気持ちを抱いて入学したにもかかわらず、適切な支援が得られないまま学校不適應に陥る生徒がいることを真摯に受けとめ、平成 19 年度に新しい生徒支援策について検討を始めた。

(3) 取組の方針

本校生徒が克服すべき最大の課題は、学力と社会性の向上である。学力を身につけなければ進学や就職は達成されず、また、学校生活に対する意欲を失う原因ともなる。また、コミュニケーション能力、あいさつ、ことば遣い、礼儀などの社会性を高めなければ、社会（職業）生活を順調に歩むことはできない。この課題を克服する手だてとして、平成 20 年度からキャリア教育を導入することとした。キャリア教育は一般的には「勤労観や職業観を育成し、就労を支援するための活動」をさすが、本校では「自立と就労をめざし、生徒の生き方を支援すること」を目標とした。（図 1）

さらに、今回の「高校生のための相談等総合支援事業」を通じて、学校不適應傾



図1 本校の生徒支援体制

向となる生徒のための支援について検討し、学力と社会性の向上をめざすキャリア教育の枠組みの中に、学校生活適応のための支援体制を組み込むこととした。

(4) 取組の実際

ア 教職員の理解促進のための研修等

平成20年度は、総合的な学習の時間を中心にキャリア教育の活動を展開した。年間27回の実施計画をたて、「自分を理解する」、「社会性を高める」、「意欲や長所をことばで表現できるように」という3つのねらいから12のテーマを設定し、「話す」、「書く」といった言語活動を中心に授業を展開した。若手教員のチームが本校生徒の実態に合わせてオリジナル教材を作成した。

平成20年度の実践を評価したところ、教員が生徒に個別に関わることの重要性がクローズアップされた。そこで、平成21年度から「キャリアチューター」という役目を設けた。これは、教頭を含む全教員が4～8人の生徒を分担し、1年間を通して支援するものである。支援内容は、ア 職業理解のための指導、イ ことば遣い・態度に関する指導、ウ 学校生活適応に関する指導 である。キャリアチューターを設けたことにより、生徒が「ケアされている実感」をより強く持つようになったと考えている。

本校キャリア教育は、学力と社会性の向上をめざしているため、学習指導、生徒指導、進路指導の垣根を取り払い、教育活動全体を通じて実践する必要があった。そこで、平成21年3月に「キャリア教育の手引き」を監修し、本校教員にキャリア教育の在り方や手だてについて示した。

また、キャリア教育について新たな取り組みを行う際は、実践の中核となる教員が研究発表を行い、全教員に趣旨を徹底する形態をとった。(表1)

表1 研究発表

年 月	大会名・発表題・発表者
平成20年6月	青森県高等学校教育研究会定通部会二北三八地区研究大会(八戸市)「本校におけるキャリア教育の実践」 キャリア教育推進チーム 白川和歌子、松森大朋
平成21年7月	高等学校進路指導協議会全国大会(東京都) 「総合的な学習の時間を利用したキャリア教育の試み」 キャリア教育推進部 野田頭利恵、楠木文俊
平成22年10月	青森県高等学校教育研究会定通部会研究大会(青森市) 「キャリア教育推進のための学習指導」 三浦洋昭、一戸直子、雪田 聡

校内研修会については、平成21年度は発達障害等の理解を目的とし、平成22年度は校内支援体制の検討状況を全教員に報告することを目的とし、それぞれ2回実施した。(表2)

イ 校内支援体制の整備

(3)で述べたとおり、本校はキャリア教育の枠組みの中で、次のような体制で学

校生活適応のための支援を行うこととした。

表2 校内研修会

年 月	講演題・講演者
平成21年8月	講演「今、望まれる理解と支援」 NPO法人 夢 前田淳裕氏
平成21年12月	講演「発達障害の特性と理解」 NPO法人 夢 小西 碧氏、前田淳裕氏
平成22年7月	ア 生徒支援に関する校内体制について（中間報告） イ 講演「授業の工夫について」 総合支援推進員 田邊 隆氏
平成22年12月	ア 生徒支援に関する校内体制について（報告） イ 講演「個別の教育支援計画等の作成について」 青森県立八戸第二養護学校 石岡れい子氏 ウ 講演「スローラーナーへの対処について」 青森県立八戸盲学校 松尾穰司氏



写真2 「研究発表キャリア教育推進のための学習指導」(平成22年10月)



写真3 校内研修会(平成22年12月)

(7) 全教員がキャリア教育の一環として行う支援

a 生徒の実態把握

- ・中学校からの聞き取り調査（入学予定者決定後に実施する）
- ・生徒情報システム^{*1}の活用
- ・教員の連携、情報交換（職員会議における情報提供等）

b ケアされている実感を与える働きかけ

- ・ほめる指導、意欲を引き出す言葉がけ
- ・面談週間の実施（年3回各5日間）
- ・キャリアチューターによる支援

(イ) 学校生活支援委員会が計画的に行う支援(図2、写真5)

(ア) の支援がうまくいかず、生徒が学校不適応傾向を示した場合、学校生活支援委員会^{*2}が、次の手順により生徒を支援する。

- ・特別支援教育コーディネーター（教頭）、教育相談部主任、養護教諭のいずれかが生徒と面談し、訴えを整理し、サポートシート(図3)に記入する。
- ・ケース会議を開催し、生徒の固有の問題や心身の状態を整理する。その後、支援計画を検討し、サポートシートに記入する。

^{*1} 生徒の出席、成績を管理するとともに、家庭状況、行動の記録等を保存するシステム。各教員が各自の端末から閲覧できる。

^{*2} 特別支援教育コーディネーター（教頭）、教育相談部主任、養護教諭、各年次主任、各部長により構成する。

- ・キャリア教育の目的を踏まえ、「本人固有の課題克服をめざす支援」、「学力向上をめざす支援」、「社会性向上をめざす支援」の3つの観点から具体的な支援を行う。
- ・一定期間の支援を終了したところで、その効果を評価する。さらに支援を継続する場合は、その期間終了後に再度評価する。また、予想した効果が得られていない場合は、再検討のうえ新たな支援を開始する。



図2 学校生活支援委員会による支援（手順）

ウ 「相談・支援の場」の活用

(7) 総合支援推進員による面談

平成21年度は石井昌光氏がのべ9回、平成22年度は田邊隆氏がのべ29回の面談を行い、生徒の状態を見極め、支援計画の土台となる適切な助言が提供された。田邊氏は校内研修会（平成22年12月実施）において、「本校のすべての生徒が、自分を理解してほしいと思っている。」と述べ、不適応傾向の生徒に限らず、すべての生徒の発言に真摯に耳を傾けることが大切だと訴えた。

(4) 養護教諭による面談

養護教諭（2名配置）が行う面談は不適応傾向の生徒に限らず、すべての生徒が対象である。平成22年度は、のべ71人（総時間数71時間）の面談を実施した。生徒の訴えのほとんどは、家族、クラスの生徒、交際相手との人間

作成日 年 月 日 担当()		写真
①生徒		
②部・年次・組		
③保護者(職業)		
④ 主な 訴え	今悩んでいること、心配なことなどを記入する。 ※直接聞き取りできない場合は、生徒の状態を記入する。	
⑤ 経過	生徒のようす	学校(教員)の対応
	固有の問題が発生した時点以降のようす(対応)を時系列に記入する。 ※簡略、的確に記入する。	
⑥ 参考 になる こと	出席状況、単位修得状況、家庭環境、生育歴、疾病、部活動その他の活動 など、支援計画作成のために参考となることを記入する。	
支援計画		
本人の 願い の 保護 者	高校生活や卒業後について、本人及び保護者の願いを記入する。 ※直接聞き取りできない場合は、本人の言動等から推測して記入する。	
固有 の 課題	現状	目標と手だて
	固有の課題について項目ごとに記入する。	①固有の課題、②社会性、③学習の3つの観点から手だてを検討し、記入する。
	社会性 生活習慣、人間関係、コミュニケーション能力などについて記入する。	
学習 基礎学力、学習意欲などについて記入する。		
その他	支援計画の評価時期、実際に支援にあたる教員名などを記入する。	

図3 サポートシート

関係をめぐる問題であった。本校生徒は、養護教諭に悩みや想いを打ち明けることが多いので、ケース会議などにおいて養護教諭が果たす役割は重要性を増していくと思われる。

(ウ) ケース会議

ア、イの面談の後、ケース会議を開催した。当該生徒と関連のある教員5名程度を招集し、30分以内という原則を設けて実施した。(写真4)短時間で多量の情報交換ができること、複数の教員が生徒の能力や長所・短所について情報交換することにより、多面的に生徒を捉えることができること、また、発達障害や精神疾患の有無にかかわらず、生徒の実態を適切に判断するために、このケース会議が有効であることがわかった。



写真4 ケース会議(平成22年11月)

エ サポートシート

サポートシートは、生徒の主な訴え(状態)、指導経過、支援計画等を記載する本校独自のシートである。支援計画の欄の始めに、本人及び保護者の願いを記入する欄を設け、生徒、保護者、教員が目標を共有することをめざした。

支援計画の欄には、「生徒固有の課題」、「学習」、「社会性」の3つの観点から支援の手だて等を記入する。生徒のキャリア形成に資するため、固有の課題のみでなく、学力と社会性の向上を合わせて支援することが大切であると考えた。

本校のサポートシートは簡易な個別指導計画書として機能するので、今後、生徒支援のためのツールとして活用を図っていきたい。

(5) 取組の成果と課題

本校は、今回の「高校生のための相談等総合支援事業」を通じて、生徒支援に関する校内体制について検討した。その結果、先行して実施していたキャリア教育を、生徒支援の観点から充実させることとし、ア)全教員がキャリア教育の一環として行う支援、イ)学校生活支援委員会が行う支援 について、それぞれ整備することができた。

学校生活支援委員会は、平成22年12月までに4人の生徒の支援計画を作成し、全教員周知のもと支援にあたっているが、取組は始まったばかりであり、生徒の変容を報告するには時期尚早である。本校の支援体制が有効かどうかは、取組を継続した後に評価すべきであると考えている。

現段階の課題の一つは、学校生活支援委員会に関することである。総合支援推進員の配置が今年度限りであるため、同委員会のメンバーが協力して支援計画を作成することとなるが、誰が中心となってこれをすすめるかについて、早急に検討する必要がある。本校では、教育活動全体を通じてキャリア教育を実践しており、生徒支援についても全体の動きを踏まえて行う必要がある。また、外部機関と密接に連携することなどを考慮すると、特別支援教育コーディネーターである教頭が中心と

なる必要があると考える。

なお、生徒支援体制を検討する過程で、青森県総合学校教育センター特別支援教育課の小沼順子指導主事に、次のような指摘をいただいた。

- ア 発達障害のある生徒について、「個別の教育支援計画」作成に取り組む必要がある。
- イ 生徒の認知の状態を把握し、学習支援等に生かすために、WISC 検査を導入してはどうか。

いずれも専門的な見地から検討する必要があるとあり、本校独自に解決できない課題であったため、「三八地区特別支援学校教育相談等連絡協議会」に協力を依頼したところ、八戸第二養護学校の石岡教諭、八戸盲学校の松尾教諭の協力が得られることになった。今後、お二人の専門家のご協力をいただきながら、この課題を解決していきたいものである。



写真5 学校生活支援委員会（平成22年11月）
左 田邊総合支援推進員、右 小沼指導主事